

山口市環境センター 消火栓ポンプユニット修繕 仕様書

1 名称

山口市環境センター 消火栓ポンプユニット修繕

2 修繕の概要

山口市環境センターに設置されている消火栓ポンプユニットの取替修繕を行うもの

3 履行場所

- (1) 施設名称 山口市環境センター
- (2) 場 所 山口市小郡上郷 12200 番地

4 履行期間

契約を締結した日の翌日 から 令和 9 年 3 月 3 1 日まで

5 機器仕様

- (1) 消火栓ポンプユニット（流し込み運転形）
荏原製作所 50MEFU365.5
口径 50 mm 5.5 kW 三相 200V
制御盤（起動リレー内蔵型）
- (2) 同等製品（同等能力）でも可能とする。
- (3) 既存品（荏原製作所 50MSF5 67.5）の土台を活用することを前提とする。

6 使用材料

- (1) 新品であること。
- (2) 耐久性及び耐食性に優れ、それぞれの用途に適合するものであること。
- (3) 日本工業規格（JIS）、電気学会電気規格調査会標準規格（JCE）、日本工業会規格（JEM）等に定められているものは、当該規格品であること。

7 作業内容

- (1) 消火栓ポンプユニット（制御盤、他付属品一式）及び配管等の取替、試運転調整
- (2) 機器の運転に必要な配線の離線、結線
- (3) 既存品の撤去、搬出
- (4) 法令に従い、消防手続き及び消防検査等の立会

8 注意事項

- (1) 作業にあたっては、本市職員と十分連絡確認をとり、実施すること。
- (2) 作業の際は、各作業に必要な知識、経験、資格を有する者が行い、関係法令を遵守すること。
- (3) 受託者は、発注者より異常の連絡があった場合には、速やかに対応すること。
- (4) 受託者は、業務上知ることの出来る一切の事項を第三者に漏洩してはならない。

9 提出書類

- | | |
|-------------------|----------|
| (1) 完成報告書 | 完了後 |
| (2) 整備記録写真 | 着手前及び完了後 |
| (3) その他必要と認められた書類 | 随 時 |

10 労働安全衛生対策

- (1) 作業を遂行する場合は、あらかじめ保安上必要な配置、緊急配置及び連絡方法等について本市職員と協議し、これを遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、整備の実施にあたり常に細心の注意を払い、労働安全衛生法並びに関係法規を遵守し、整備中の危険防止対策を十分に行うこと。また、労働者への安全教育を徹底して労働災害の発生がないように努めること。万が一、人身事故等が発生した場合は、速やかに報告しなければならない。
- (3) 作業遂行中は所要の人員配置を配し、現場内の整理整頓並びに保全に努めなければならない。

11 疑義

本市仕様書について、作業遂行中に疑義の生じた場合、受託者は本市職員と協議し、対応すること。

12 その他

- (1) 作業前に材料検査を実施すること。
- (2) 機器及び交換部品等の搬入は受託者にて行うこと。また、発生した廃機材等は法令に従い、受託者が適正に処分すること。